

公共事業 再評価答申結果一覧表

番号	課 名	事 業 名	路 線 名 等	箇 所 名	事 業 計 画				再 評 価 結 果							再評価 の要件	答申結果	
					着手 年度	完了 予定 年度	主な事業内容	総事業費 (百万円)	(1)事業進捗状況			(2)社会経済情勢			総合評価 (対応方針案)			
									進捗 状況	計画 変更		社会 経済	評価 指標	自然 環境				
農林水産部																		
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	—	西黒沢	H29	R13	区画整理A=69.2ha	2,620	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
2	農村建設課	中山間地域総合整備事業 (一般)	—	江刈	H22	R10	農業用排水路L=3,221m、 農道L=3,796m、集落排水路 L=929m、防火水槽7箇所、 交流施設1箇所	1,507	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
3	農村建設課	農村地域防災減災事業	—	樋茂井	H29	R13	用水路工L=4,990m	950	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
4	森林保全課	林道整備事業	翁沢線	—	H19	R13	林道開設 W=4.0m、L=8,105m	1,450	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
5	森林保全課	林道整備事業	ナイヨウ沢線	—	R2	R11	林道改良 W=4.0m、L=1,520m	400	C	c	b	A	a	b	b	要検討 (休止)	①	「要検討（休止）」とした県の評価は妥当と認められる。
6	漁港漁村課	漁港整備事業	重茂漁港	重茂	H29	R11	-3m岸壁L=70m、-2m物揚場 L=116m、護岸L=70m、臨港 道路(法面工)L=130m、道路 護岸L=100m、臨港道路 L=310m、松ヶ下漁場 A=3.9ha	1,434	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

県土整備部

7	道路建設課	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	一般国道281号	案内～戸呂町口	R2	R9	道路改築L=1,000m	4,200	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	⑥	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
8	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	主要地方道花巻大曲線	笹峠	H19	R17	道路改築L=800m	700	C	c	b	AA	a	a	a	要検討 (休止)	③	「要検討（休止）」とした県の評価は妥当と認められる。
9	河川課	広域河川改修事業	二級河川新井田川水系 瀬月内川	伊保内	H9	R15	河川改修L=1,790m	1,349	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
10	河川課	総合流域防災事業 (河川)	二級河川宇部川水系明 内川	野田	H11	R17	河川改修L=2,610m	3,651	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
11	河川課	総合流域防災事業 (河川)	一級河川北上川水系金 流川	老松・永井	H29	R13	河川改修L=2,020m	2,100	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
12	砂防災害課	通常砂防事業	一級河川北上川水系	白山の沢	R4	R12	砂防堰堤 1基	475	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	①	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
13	都市計画課	都市計画道路整備事業	都市計画道路上野西法 寺線	高善寺	H29	R11	道路改築L=580m	4,000	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

注 1) 「再評価結果」欄は、再評価調書による中項目評価、大項目評価及び総合評価の結果を記載しております。

注 2) 「再評価の要件」欄は、当該事業が該当する再評価の要件を下記の区分により記載しております。

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価）
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（高規格道路及びダム事業に限る）
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）